

賃金、配置転換、解雇、雇止め、パワハラ、団体交渉など
労使トラブルでお悩みの労働者・使用者の皆様へ

埼玉県労働委員会のおっせん

労使トラブルの円満な解決を お手伝いします！

- 経験豊富なおっせん員が労使の間に入って
中立・公正な立場で話し合いをとりもちます。
- 労使双方の主張を伺い、お互いが受け入れられる合意点
を探り、歩み寄りによる解決を目指します。

・無料
・簡単
・迅速

・秘密
厳守

・労使
どちらからでも
申請できます

お気軽にご相談ください！

埼玉県労働委員会事務局

TEL 048-830-6452
6465

FAX 048-830-4935

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁第三庁舎4階

ホームページ

埼玉県労働委員会 検索

労働委員会は、公益・労働者・
使用者の立場を代表する委員
で構成された、労使間のトラ
ブルを解決するための専門的
な都道府県の行政機関です。



埼玉県マスコット
「コバトン」



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

あっせんの対象となる労使トラブルの例

- 一方的に賃金を引き下げられた
- 会社から契約を更新しないと言われたが、理由に納得できない
- 従業員が転職に理由なく応じてくれない
- 職場のパワハラ・セクハラが改善されない
- 労働組合と使用者の団体交渉が円滑に進まない

※ 労使間の話し合いが行きづまるなど、自主的に解決できない状況になっている場合、あっせんの対象になります。

あっせんによる解決のメリット

- 手続きが簡単で無料です。
- あっせん回数は原則1回で、短期間で解決を目指します。
- 双方の歩み寄りによる解決を目指すので、労使の円満な関係構築につながります。
- 紛争のそれ以上の拡大や長期化を防げます。

Q. あっせん員には誰がなりますか？

A. 公益、労働者、使用者を代表する三者があっせん員になります。

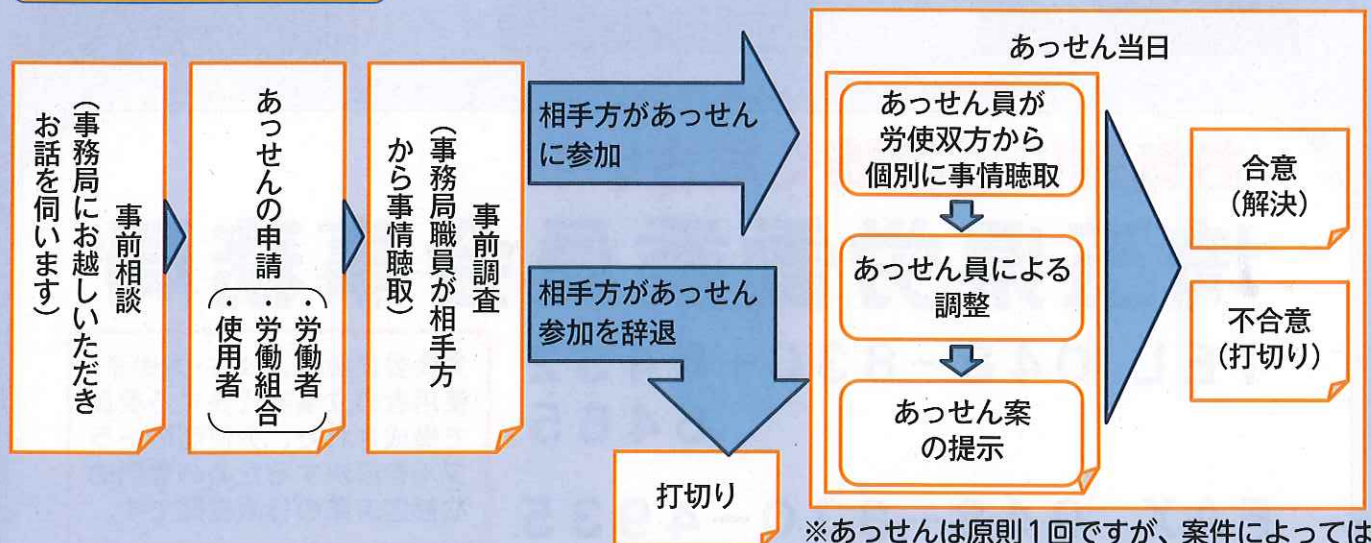
Q. あっせんはどこで行われますか？ 時間はどれくらいかかりますか？

A. 原則として、埼玉県庁第三庁舎4階にある労働委員会の審問室等で行います。
通常の場合、申請から30~40日後にあっせんが行われます。
1回のあっせんは、3時間程度です。

Q. 相手方があっせんに参加を望まない場合はどうなりますか？

A. 事務局職員が、あっせんに参加するよう説得に努めます。それでも相手方が参加に応じない場合は、あっせんは打ち切りとなります。

Q. あっせんの流れは？



あっせんではなく、まずは **労働に関する相談** をご希望の場合は、こちらをご利用ください。

埼玉県労働相談センター TEL048-830-4522 (電話相談受付 平日 9時~16時30分)

(賃金や労働時間、職場の人間関係などで悩んでいる労働者や、労務管理上の問題など使用者からの相談窓口)